

山梨県公報

第千五百四十九号

平成十七年

二月二十四日

木曜日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
水上内科小児科医院	甲府市中央五丁目二番三十二号

目 次

救急病院等の認定……………九九

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………九九

土地収用事業の認定……………九九

公 告

換地を定めない土地の指定……………一〇〇

屋外広告物講習会の開催について……………一〇〇

告 示

山梨県告示第八十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期間

平成十七年二月二十三日から平成二十年二月二十二日まで

山梨県告示第八十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十七年二月二十四日

山梨県告示第八十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年二月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

増穂町

二 事業の種類

増穂ふるさと自然塾整備事業

三 起業地

1 収用の部分 南巨摩郡増穂町大字平林字大久保平地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

増穂ふるさと自然塾整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、その他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については土地開発基金により財政措置を講じ、平成十七年度工事費等については財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、増穂町の山間地に位置する平林地区に、自然学習の拠点施設である自然体験ハウス、コテージ・キャンプサイト等の宿泊用施設、動植物等を観察することができる観察舎・観察路等の整備を行うとともに、生態系の復元をして動

植物等の生息環境を守るため、自然林への転換等の事業を行うものである。本事業施行により、地元農産物の提供、地元住民の雇用の確保、地元住民と都市住民との交流等地域の活性化につながる。山梨の景観及び生態系の保全がなされること、自然環境教育を通して自然保護思想の普及啓発が図られること等、住民利益の向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家がなく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、平林地区周辺で利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された二案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、増穂町第四次総合計画及び平成十四年二月策定の平林・美しい活力ある地域づくり基本計画（平林地区ふるさと自然塾基本計画）に位置づけられた事業であり、自然環境保全活動拠点整備運営要綱（平成十一年六月十七日付け環自企第二百四十五号、環自計第三百三十六号及び環自施第八十三号環境庁自然保護局長通知）に基づき承認された計画によって実施される事業であることから、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業実施のために、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
増穂町役場企画財政課

公 告

● 換地を定めない土地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営畑地帯総合整備事業（鳥原平地区）の換地計画を定める前において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積(m ²)
北杜市	白州町鳥原	上小用	四六八	畑	畑	一〇五
同	同	東原	三五四	畑	畑	四八〇
同	同	同	三五五	畑	畑	二、一〇二
同	白州町下教采石	大久保	一、七五五	畑	畑	二、八八三

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第十九条の規定による講習会を開催する。

平成十七年二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催日時

一日目 平成十七年三月二十四日（木）午前九時二十分

二日目 平成十七年三月二十五日（金）午前九時二十分

二 開催場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四階四〇三会議室

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料

一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成十七年三月一日（火）から同月十五日（火）まで（日曜日、土曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県土木部建築指導課（電話〇五五 二三三 一七三四）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番